早期警戒システム導入促進に係る国際貢献に関する官民連携協議会

設置要綱

１．趣旨

環境省では、ASEAN地域を始めとするアジア太平洋地域において、日本の民間企業によるビジネスセクター向けの早期警戒システムの導入（観測機器の整備、観測データの分析・予測、気候情報サービスの提供等）や早期警戒システムを活用した事業展開を進めるため、関係する行政機関・公的機関や日本の民間企業等との連携の下で取り組む体制を構築するとともに、まずは先行的にビジネスセクター向けの早期警戒システムのプロトタイプを構築し、導入に向けた道筋を付けることを目指すこととしている。

この取組について、官民の関係者間で必要な協議等を行うため、「早期警戒システム導入促進に係る国際貢献に関する官民連携協議会」（以下「EWS協議会」という。）を設置する。

２．EWS協議会における協議事項

EWS協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（１）環境省が実施する、ASEAN地域を始めとするアジア太平洋地域の途上国における早期警戒システムに関する関連規制や市場ニーズ、資金等の調査に関する事項

（２）アジア太平洋地域の途上国のニーズやEWS協議会参加企業の意向等を踏まえた、日本の民間企業が有する早期警戒システムに関連する技術・サービス等（気象観測機材の販売、気象情報サービスの有償提供、個人向け携帯電話アプリの開発等）を活用したビジネスモデルの構築に関する事項

（３）気候変動国際交渉、二国間会談、日ASEAN環境大臣会合を含む環境省の有するチャンネルを最大限に活用した取組のアピール、政府間協議等に関する事項

（４）EWS協議会の運営その他EWS協議会において検討を要すると認められる事項

３．EWS協議会の構成

EWS協議会は、別紙１に掲げる行政機関・公的機関、民間企業等により構成する。

EWS協議会の新規構成員として参加を希望する民間企業等は、別紙２に掲げる申込書に必要事項を記入の上で、事務局に提出するものとする。

EWS協議会は、必要に応じてその他の関係機関を参加させることができる。

４．EWS協議会の事務局

EWS協議会の事務局は、環境省地球環境局総務課気候変動適応室からの協力を得て、パシフィックコンサルタンツ株式会社が担うものとする。

５．EWS協議会の公開

EWS協議会は、参加者の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とするが、発言者が特定されないような形で議事概要を作成して公開するものとする。

EWS協議会の配布資料は、公開に支障があると認められるものを除き、原則として公開する。

６．その他

この設置要綱は、令和5年6月27日より施行する。

「早期警戒システム導入促進に係る国際貢献に関する官民連携協議会」

別紙

参加申込書

申込年月日：　　　年　　月　　日

早期警戒システム導入促進に係る国際貢献に関する官民連携協議会事務局　宛

「早期警戒システム導入促進に係る国際貢献に関する官民連携協議会」への参加を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 団体・会社名等 |  |
| 部署名 |  |
| 担当者名 |  |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  |
| email |  |
| その他ご意見等 | 参加申し込みをいただいた理由や、官民連携協議会に期待すること等ありましたら、差し支えない範囲で御記入いただけますと幸いです。 |

※必要事項を記入し、ewsadmin@tk.pacific.co.jpまでご送付下さい。

※上表の連絡先は、今後、早期警戒システム導入促進に係る国際貢献に関する官民連携協議会事務局（パシフィックコンサルタンツ株式会社内）又は環境省地球環境局総務課気候変動適応室が貴団体等にご連絡する際に活用させていただきます。